

戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金の請求期限は 平成24年4月2日 までです

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、公務扶助料、遺族年金を受けていた方が亡くなるなどしたために、平成21年4月1日において、公務扶助料、遺族年金を受け方がいない場合に特別弔慰金が支給されます。

対象となるご遺族の方でまだ請求されていない方は、下記請求窓口へ問い合わせの上、請求してください。

給付内容

額面24万円、6年償還の記名国債

請求窓口

町民課保健福祉グループ

電話 5-1115



裁判員裁判の実施状況 をお知らせします

平成21年5月21日のスタートから、2年が経った『裁判員裁判制度』。

平成22年12月までに1,648人の被告人に判決が言い渡されました。これまでの裁判員裁判の実施状況をお知らせいたします。

●どれくらいの人数が選ばれたの？

平成22年12月までに選任された裁判員の数9,511人、補充裁判員数は3,413人でした。

●何日くらい参加するの？

平成22年12月までに判決が言い渡された裁判員裁判の対象となった事件のうち、約7割の事件が4日以内で終了しました。

●参加した感想は？

裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答された方が53.7%でしたが、裁判に参加した後では、95.4%の方が「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と回答しております。

裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) では、裁判員を経験された方々へのアンケートの結果や、裁判員を経験された方々の声、裁判員制度の運用状況に関する統計データがさらに詳しく掲載されています。ぜひ、そちらもご覧ください。

中小企業の皆さんへ 震災の影響を受けている 中小企業を応援します

震災対応の金融制度を大幅に拡充します。

●「東日本大震災復興特別貸付」を創設しました。(日本公庫、商工中金)

- ・震災の影響により業況が悪化している中小企業向けに、最大で7億2千万円の範囲内でご利用いただけます。さらに、地震・津波等により直接被害を受けられた方や当該企業と相当程度の取引がある方については、別枠で最大3億円の範囲内でご利用いただけます。
- ・金利について、最大1.4%の引き下げを実施しています。

●「東日本大震災復興緊急保証」を創設しました。(信用保証協会)

- ・一般保証、セーフティネット保証、災害関係保証とは別枠で、無担保8千万、最大2億8千万円まで、借入額の全額(100%)を保証します。
- ・地震・津波等により直接被害を受けられた方だけでなく、風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している方もご利用いただけます。

上記に関する情報を含め、どこに相談したらよいか、お困りの皆さま、「中小企業でんわ相談ナビダイヤル」までお電話ください。

0570-064-350(9:00~17:30)

最寄りの経済産業局へつな갑니다。